

当該市町村の制度で合併後、一定の期間、経過措置を設けることとした各種事務事業調整方針案一覧表

各市町村の区分について

「統一」：新潟市の制度に統一する。(当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、または、新潟市のサービスと同程度である場合など)

「なし」：新潟市及び当該市町村に制度がなく、合併後も制度を設けない(※を付したものは、合併後、新市として制度を検討する)場合。

「拡充」：新潟市のサービス水準が他市町村より低いものを一定水準に引き上げる場合、および、新潟市以外の制度で新市全体として取組むものとした場合。

「経過」：当該市町村の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合。

分野	事業名	新潟市	新津市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村	比較表ページ	岩室村比較表	調整案ページ	
保健福祉	重度心身障害者医療費助成事業	なし	経過	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	34	5	2	
	人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	なし(※)	なし(※)	経過	なし(※)	経過	経過	経過	なし(※)	なし(※)	なし(※)	経過	なし(※)	なし(※)	58	7	3	
	高齢者在宅介護支援センター運営事業		統一	経過	経過	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	72	8	4	
	国民健康保険給付事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	統一	統一	経過	経過	136	14	5	
	妊産婦・幼児医療費助成事業		経過	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	152	15	6	
	健康診査・がん検診事業		統一	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	162	16	7	
	総合健康診断事業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	経過	経過	経過	経過	経過	経過	172	17	8	
	歯科保健事業	拡充	経過	経過	経過	経過	統一	経過	経過	統一	経過	経過	統一	経過	統一	174	17	9
	救急医療の体制		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	214	20	10
都市整備	下水道事業受益者負担金の状況		統一	経過	統一	統一	統一	統一	経過	経過	経過	経過	経過	経過	466	43	11	

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	page
重度心身障害者医療費助成事業	新潟市	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	新津市	新津市の制度は廃止する。ただし、合併の翌年度まで現行のとおりとする。	34
重度心身障害者医療費助成事業	白根市	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	豊栄市	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	小須戸町	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	横越町	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	亀田町	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	岩室村	制度なし	5
重度心身障害者医療費助成事業	西川町	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	味方村	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	潟東村	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	月潟村	制度なし	34
重度心身障害者医療費助成事業	中之口村	制度なし	34

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	PAGE
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	新潟市	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	新津市	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	白根市	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	豊栄市	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	小須戸町	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	横越町	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	亀田町	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	岩室村	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	7
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	西川町	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	味方村	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	潟東村	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	月潟村	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	58
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	中之口村	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	58

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
高齢者在宅介護支援センター運営事業	新潟市		72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	新津市	新潟市の制度に統一する。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、一定期間は現行のとおりとする。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、一定期間は現行のとおりとする。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	横越町	新潟市の制度に統一する。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。	8
高齢者在宅介護支援センター運営事業	西川町	新潟市の制度に統一する。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	72
高齢者在宅介護支援センター運営事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	72

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	page
国民健康保険給付事業	新潟市		136
国民健康保険給付事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136
国民健康保険給付事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136
国民健康保険給付事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136
国民健康保険給付事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136
国民健康保険給付事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136
国民健康保険給付事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136
国民健康保険給付事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	14
国民健康保険給付事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136
国民健康保険給付事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	136
国民健康保険給付事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	136
国民健康保険給付事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136
国民健康保険給付事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	136

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	page
妊産婦・幼児医療費助成事業	新潟市		152
妊産婦・幼児医療費助成事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、妊産婦医療費助成については、合併年度に続く3か年度、現行のとおりとする。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	横越町	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。	15
妊産婦・幼児医療費助成事業	西川町	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	152
妊産婦・幼児医療費助成事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	152

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	page
健康診査・がん検診事業	新潟市		162
健康診査・がん検診事業	新津市	新潟市の制度に統一する。	162
健康診査・がん検診事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く2か年度は実施する。	162
健康診査・がん検診事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く2か年度は実施する。	162
健康診査・がん検診事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	162
健康診査・がん検診事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	162
健康診査・がん検診事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	162
健康診査・がん検診事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	16
健康診査・がん検診事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	162
健康診査・がん検診事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	162
健康診査・がん検診事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。また、経過期間が終了するまでに、期間中の実績を踏まえ検診方式について検討する。	162
健康診査・がん検診事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	162
健康診査・がん検診事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	162

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	page
総合健康診断事業	新潟市	制度なし	172
総合健康診断事業	新津市	制度なし	172
総合健康診断事業	白根市	制度なし	172
総合健康診断事業	豊栄市	制度なし	172
総合健康診断事業	小須戸町	制度なし	172
総合健康診断事業	横越町	制度なし	172
総合健康診断事業	亀田町	制度なし	172
総合健康診断事業	岩室村	岩室村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。	17
総合健康診断事業	西川町	西川町の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。	172
総合健康診断事業	味方村	味方村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。	172
総合健康診断事業	潟東村	潟東村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。	172
総合健康診断事業	月潟村	月潟村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。	172
総合健康診断事業	中之口村	中之口村の制度は廃止する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとする。	172

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
歯科保健事業	新潟市	フッ素塗布事業については、集団、施設併用方式で実施する。	174
歯科保健事業	新潟市	新潟市の制度に統一する。ただし、フッ素塗布事業の施設分の対象年齢とフッ素洗口事業の施設分については合併年度とそれに続く3か年度、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。	174
歯科保健事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。	174
歯科保健事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。	174
歯科保健事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	174
歯科保健事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、フッ素塗布事業の集団分の対象年齢については合併年度とそれに続く3か年度、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。	174
歯科保健事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。	174
歯科保健事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。	17
歯科保健事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。	174
歯科保健事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。	174
歯科保健事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	174
歯科保健事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。	174
歯科保健事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	174

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	page
救急医療の体制	新潟市		214
救急医療の体制	新津市	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	白根市	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	豊栄市	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	小須戸町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	横越町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	亀田町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	岩室村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	20
救急医療の体制	西川町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	味方村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	潟東村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	月潟村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214
救急医療の体制	中之口村	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	214

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
下水道事業受益者負担金の状況	新潟市	合併までに、下水道事業受益者分担金制度の制定に向け検討する。	466
下水道事業受益者負担金の状況	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	岩室村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。	43
下水道事業受益者負担金の状況	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	味方村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	潟東村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	月潟村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。	466
下水道事業受益者負担金の状況	中之口村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。	466